

SIGMA STAFF NEWS

2019.9.13



スタッフの皆様、いつもお仕事お疲れさまです。
朝晩は幾分涼しくなり、過ごしやすくなってきましたが、日中はまだまだ暑い日もあります。
夏の疲れが出やすい時期ですので、体調管理には十分気をつけてください。

9月分タイムカードの締切は10月2日です

タイムカードの提出が遅れると、給与支払が遅配したり、請求書発送が遅れるため、就業先様へ大変ご迷惑をお掛けする事になります。タイムカードは9月中に必ずご投函ください。

※なお、タイムカードの提出が間に合わない場合も、必ず9月中にFAX送信してください。

(FAX送信後、就業先様のサインをいただき、タイムカード原本を早急にご郵送ください。)

★9月給与支給日は10月15日です。給与明細は10月14日より閲覧可能です。

★有給は事前に有給申請書を提出後、タイムカードにも(区分:3)必ずご記入ください。

(有給申請書が未提出の場合、有給処理されないことがありますのでご注意ください。)



個人情報についての理解を深めましょう(テスト受講案内)

当社は【プライバシーマーク付与事業者】です。個人情報の取扱いについての正しい知識を習得いただく為に、毎年個人情報保護法に関する研修を実施いたします。シグマスタッフホームページ内のスタッフ専用ページより受講ください。※研修期間は9月30日迄となります。必ず、受講いただくようお願いいたします。

ストレスチェックについて

本年度も労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを実施いたします。実施期間は10/1～31です。
必ず受検ください。詳細はホームページ内のスタッフ専用ページをご確認ください。



社会保険加入の方へのお知らせです

9月は年1回の社会保険料改定月の為、次回10/15お振込み分の給与から社会保険料の金額に変更の出ている方がいます。これは4～6月の給与支払額により算出されるもので毎年この時期に変更されます。

安否確認システムへの登録はお済ですか？

一定規模以上の地震等が発生した場合、皆様の安否状況をメールで確認するシステムを導入しています。メールアドレス未登録の方や、登録済のアドレスに変更のあった方はスタッフコード・氏名、有効なメールアドレスをprivacy@sigma-staff.co.jpまでお送りください。

お問い合わせ	アドレス	TEL・フリーダイヤル	
・お仕事紹介情報等		各支社・支店の担当者へお問い合わせください	
・給与/保険関連			
・ご意見ご要望			
・個人情報関連	privacy@sigma-staff.co.jp	03-6417-0544	-
・その他のご相談	sodan@sigma-staff.co.jp	03-6417-0347	0120-925-656

★ その他何かございましたら、各担当者までご連絡ください。

〒141-0021

東京都品川区上大崎2-25-2新目黒東急ビル6F

株式会社シグマスタッフ

SIGMA STAFF NEWS編集担当

TEL 03-6417-4201

URL:<http://www.sigma-staff.co.jp>



SIGMA STAFF



1816002
優良派遣事業者

◆当社はプライバシーマーク付与事業者・優良派遣事業者です◆

お疲れ様です。

季節は秋に向かっていますが、日中はまだ暑い日が続きますね。季節の変わり目となるこの時期は、ただでさえ疲れやすく体調を崩しがちですの体調管理には十分気を付けてください。さて今回は、厚生労働省が公表した平成30年度「労働安全衛生調査」についての情報と、来月実施するストレスチェックについてお伝えいたします。

★仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項

(1) 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレス（以下「ストレス」という。）について相談できる人がいる労働者の割合は92.8% [H29年度調査91.8%] となっています。相談できる相手（複数回答）をみると、「家族・友人」が79.6% [同85.3%] と最も多く、次いで「上司・同僚」が77.5% [同77.1%] となっています。また、「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、実際に相談した労働者の割合は80.4% [同84.2%] でした。実際に相談した相手（複数回答）をみると、「家族・友人」が76.3% [同81.7%] と最も多く、次いで「上司・同僚」が69.7% [同71.0%] でした。

(2) 仕事や職業生活に関する強いストレス

現在の仕事や職業生活に関することで、強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は58.0% [同58.3%] となっています。強いストレスの内容（主なもの3つ以内）をみると、「仕事の質・量」が59.4% [同62.6%] と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が34.0% [同34.8%]、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む。）」が31.3% [同30.6%] となっています。

★今年もストレスチェックを実施します

シグマスタッフでは、今年も皆さんに向けて10月にストレスチェックを実施します。

これまで、毎年5月を「メンタルヘルス月間」とし、関連するテストを実施したり、「SIGMAめんたる通信」を通じて適宜情報提供を行うなど、皆さんにメンタルヘルス問題に触れていただく機会を作っています。

国がストレスチェックの実施を義務化した大きな目的はセルフチェックです。労働者のメンタルヘルスの不調を未然に防ぐことが最大の目的で、決して不調者をあぶりだすことではありません。さらに、このストレスチェックを行うことで労働者自身のストレスへの気付きを促すこと、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることも目標となっています。シグマスタッフが実施する目的も、国が掲げる目的と同じです。

来月実施するストレスチェックを積極的に活用していただき、これまで以上に、皆さんがご自身のストレスやメンタルヘルス問題について考えるきっかけとし、また、不調を未然に防ぐことにも役立ててください。